

4章

取組方針および個別施策

基本方針 1 行政による緑の整備

取組方針 1：公園などの整備・拡充

公園・緑地は人々の憩いや安らぎの場、子どもたちの遊び場、スポーツ・レクリエーションの場であるとともに、都市環境の改善や良好な景観の形成など多面的な機能を備えた重要な社会インフラです。平成 20（2008）年度に区民一人当たり 5.34 m²だった公園面積は、経年的な人口増加に伴い平成 30（2018）年度は 3.82 m²まで減少しています。公園整備のための新たな土地の確保が困難な本区では、水辺の公園の新設や開発事業に合わせた拡充整備に加え、老朽化した公園の改修による機能の充実など質的な向上にも取り組んでいきます。

（1）公園や児童遊園の整備・拡充（リーディングプロジェクト）

- 大規模開発や河川・運河沿いの公共用地の活用などさまざまな機会を捉え、公園の整備・拡張を図ります。
- 老朽化が進んだ公園や児童遊園については、地域の要望に配慮しながら、公園の魅力向上や利便性の確保に向けた改修整備を行います。
- 水谷橋公園について、公園機能拡充や子育て環境の充実など多様なニーズに対応するため、立体都市公園制度による公園の改修整備を進めます。

図 4.1 水谷橋公園の整備イメージ

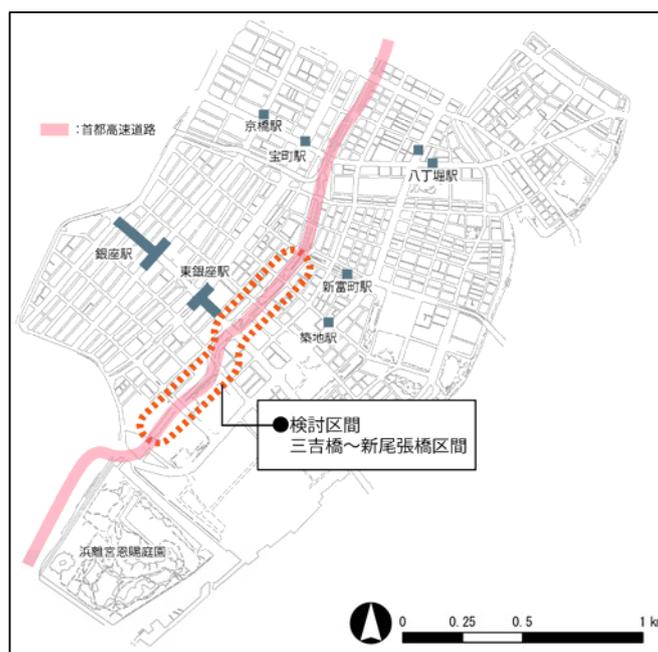


出典:中央区資料

(2) 首都高速道路更新に伴う上部空間の活用検討

- 建設後 50 年以上が経過し、老朽化が進む首都高速道路都心環状線の築地川区間の更新と合わせた沿道のまちづくりの機会を捉えながら、首都高掘割空間の蓋かけにより、現在分節されている銀座と築地のまちをつなぐ、快適かつ良好な新たな緑の都市空間の創出に向けた検討を行っていきます。

図 4.2 首都高上部空間活用検討の区間



取組方針 2：緑道の整備・拡充

広幅員の道路や河川沿いにおける緑道（樹木や季節の草花の植栽や休憩スペースなどを整備した連続性のある緑地や遊歩道）は、水と緑のネットワークの軸として重要な役割を果たしています。施設の老朽化などを踏まえ、緑豊かな快適な歩行空間づくりに向けた改修を行います。

(1) 緑道の整備・拡充

- 既存の緑道について、老朽化した施設の改修や歩行環境の改善に向けた再整備を行います。
- 国や東京都と連携を図り、河川など水辺の未利用地を活用した新たな緑道の整備を進めます。

取組方針 3：街路の緑化

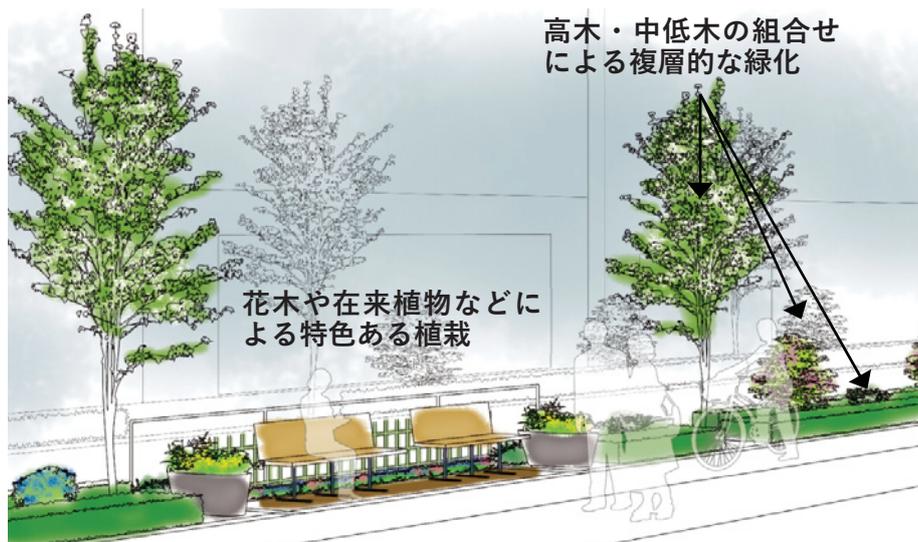
街路樹や緑地帯、街角広場など街路の緑は、都市の良好な景観づくりや生物の生息場所、ヒートアイランド現象の緩和や風の道の形成など多様な機能を持ち、通りのシンボルとして風格あるまちづくりに欠かせない存在です。

道路の改修工事などに合わせ、高木・中低木を組み合わせた複層的な植栽や地域の文化や歴史性などにも配慮した樹種選定により、快適で美しい街路景観の形成を図ります。

(1) 街路樹・植樹帯・街角広場の整備（リーディングプロジェクト）

- 緑化フェンスの活用や中低木の植栽により複層的で連続性のある街路の緑化を推進します。
- 特色ある樹木などによる緑化を行います。
 - ・ 四季を感じる花や実の美しい植物
 - ・ 地域の特徴・歴史性を反映した植物
 - ・ 在来植物 など
- 花壇、ベンチなどをあわせて設置し、地域のランドマークや人々の憩い・交流の場となるよう緑豊かな魅力ある景観づくりを進めます。

図 4.3 街路・緑地帯の緑化イメージ例



取組方針 4：水辺の緑化

本区は河川・運河など水面の面積が区全体の約 13.8%を占め、都内随一の水辺空間を誇っています。水辺の景観向上、水生植物による水質改善[※]効果、利便性・周遊性・親水性の確保や水と緑のネットワークに配慮した快適な水辺空間づくりを目指し、公園や緑地の創出を推進していきます。

(1) 河川の緑化

- 日本橋川や亀島川などにおいて、東京都や関係機関などと連携した護岸などの緑化整備を推進します。

図 4.4 亀島川沿いの緑化



亀島川護岸



亀島川緑道

※水生植物による水質改善とは

自然生態系が本来持っている浄化機能を活かした水質改善手法です。水生植物に水を通わせることにより、水質汚濁の原因となるリンや窒素、植物プランクトンなどを吸着、沈殿、吸収し、水質の改善を図ります。

(2) スーパー堤防などによる水辺環境の整備

- 隅田川沿いのスーパー堤防事業などに関連する開発事業に伴い、東京都や開発事業者などと連携した緑化整備を促進します。

(3) 朝潮運河など護岸環境整備による公園の整備 (リーディングプロジェクト)

- 朝潮運河・新月島運河における東京都の護岸基盤整備に合わせ、自然環境や周辺景観との調和にも配慮した水辺空間を創出します。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会選手村の開催後の住宅の再整備や緑地整備について、緑豊かなオープンスペースの創出に向け、東京都や関係機関などに要請や協議を行っていきます。

図 4.5 朝潮運河護岸環境整備による公園



朝潮運河親水公園（晴海三丁目）



勝どき五丁目親水公園

取組方針 5：都市の緑の質の向上

都市の緑や樹木には、良好な景観形成や生物多様性の確保、季節感の提供、雨水の地下浸透やヒートアイランド現象の緩和など、さまざまな要素に配慮した整備が求められています。これらグリーンインフラの機能に着目・配慮し、快適な都市空間や風格あるまちづくりに向けた整備を推進します。

(1) 特色ある樹木植栽や生物生息空間に配慮した緑づくり

- 区の木、区の花や在来植物、季節を感じる植物などの積極的な活用や、地域性や歴史性などに配慮した植栽整備を推進します。
- 樹木本来の生育環境を考慮し、将来的に健全な生長を視野に入れた樹種選択や植栽を行います。
- 緑地や水辺などに生息する生物の移動経路や採餌環境などに配慮した整備を行います。

コラム：生物生息空間に配慮した緑づくり

●在来植物植栽の意義

在来種とは、一般にその地域において自然に分布している生き物をいいます。

在来種の植物(在来植物)を植栽することの意義には、主に以下の点があげられます。

- ・その土地に合った植物を植栽することで、昆虫や鳥など地域本来の生き物が生息する環境を回復することができる。
- ・その土地に特有の自然豊かな景観を創出することができる。



在来植物による植栽
(海運橋街角広場)

出典：東京都環境局「在来種植栽の設計・管理のポイント」(平成 29 年 3 月)、
「植栽時における在来種選定ガイドライン」(平成 26 年 5 月)

●都市の緑と生物

公園や街路樹など、都市の緑には多くの生き物が生息しています。アオスジアゲハやキアゲハなどアゲハチョウの仲間、ミツバチなどのハチの仲間をはじめとする昆虫や、メジロなど野鳥にとって、街路樹や公園の樹木、花壇の植物などが重要な食糧源となっています。

同時に、これらの生き物は、植物にとっては繁殖に必要な花粉を媒介する「ポリネーター」の役目も果たしています。例えば、ミツバチが植物から花蜜と花粉を集める一方で、植物は鳥や虫が生息するための餌を提供することにより受粉・結実しています。



花壇の花から採粉・採蜜する
ミツバチ

コラム：区の木・区の花

昭和 62 (1987) 年、区制 40 周年を記念して、「区の木」ヤナギ、「区の花」ツツジ(サツキ含む)を制定しました。



区の花：
ツツジ(サツキを含む)



区の木：ヤナギ

(2) 花と緑の名所づくり

- 地域の憩いの場やランドマーク、来街者のおもてなしの場となるよう、季節の花や緑により彩られた花壇の整備や適切な維持管理を行います。
- 景観的に優れた街路樹や街角広場などの街並みや公園などを「花と緑の名所」として積極的にPRしていきます。

(3) 緑を活用したクールスポットの形成

- 公園や緑道などに真夏の暑熱対策として、植栽とミストなどを組み合わせたクールスポットを整備します。

取組方針 6：誰もが使いやすい施設の整備

公園や街路整備に当たっては「中央区立公園における移動等円滑化の基準に関する条例」などに基づくバリアフリー整備に加え、近年の外国人旅行者の増加や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催などを踏まえ、すべての人にとってより快適な環境づくりを目指し、ユニバーサルデザインによる施設整備を進めます。

(1) 施設のバリアフリー化

- 公園内のスロープの設置、公衆便所の洋式化や「だれでもトイレ」の整備、ヒューマンスケールに配慮したプランターの設置など、バリアフリー整備を推進します。

(2) 多言語・ピクトグラム表記を用いた案内看板などの設置 (リーディングプロジェクト)

- 多言語表記やピクトグラム（絵を使用したサイン）を活用した案内表示の整備を推進します。
- 外国人旅行者などの利便性の向上を目指し、二次元コードや多言語対応によるパンフレットの作製などを行います。

図 4.6 二次元コードを用いた樹名板



図 4.7 案内表示(トイレの利用)の事例



取組方針 7：災害に強いまちづくりに資する公園整備

平成 23 (2011) 年に発生した東日本大震災や頻発する地震、水害など、近年、都市災害におけるさまざまな課題がクローズアップされています。本区では、かまどベンチやソーラー照明灯、災害時対応型公衆便所の設置などを進めるほか、災害時の舟運の有効性も踏まえ、水辺の整備にあわせた船着場の設置について、関係機関と連携しながら整備を促進します。

(1) 発災時を想定した公園施設の整備

- かまどベンチ、ソーラー照明灯、災害時対応型公衆便所の整備を進めます。
- 船着場やデイキャンプ場などについて災害時の活用を踏まえ、整備を促進します。

図 4.8 公園などの災害時対応施設



かまどベンチ (通常時)



かまどベンチ (使用時)



ソーラー照明灯

取組方針 8：公共施設の緑化

区役所や出張所、学校など多くの区民などが日常的に利用する公共施設について、都市緑化の先導的施設となるよう、積極的な緑化整備を行います。

(1) 新設・改修などに伴う公共施設の緑化

- 公共施設の整備に伴い、緑被地の十分な確保に加え、屋上や壁面なども活用した緑化整備を行います。

図 4.9 公共施設の緑化イメージ



出典：本の森ちゅうおう（仮称）イメージ 中央区パブリックコメント資料（2018）

基本方針 2 民間の緑への支援

取組方針 1：民間施設の緑化促進

民間施設の緑化については、対象施設の敷地規模などに応じて「中央区花と緑のまちづくり推進要綱」、「東京における自然の保護と回復に関する条例」（東京都）および「中央区まちづくり基本条例」により、緑地確保に向けた指導や助成を行っていますが、今後は利用しやすい助成制度に向けた見直しを行うなど、より一層の民間施設の緑化の充実に取り組めます。

また、都市緑地法改正（平成 29（2017）年 6 月）により、民間による市民緑地整備を促進する「市民緑地認定制度」が新たに設けられました。公共性のある公園や緑のオープンスペースの確保に向けた一手法として活用促進を図ります。

図 4.10 民間施設の緑化の事例



(1) 民間施設における緑化の指導

- 敷地規模などに応じて一定の基準以上の緑化整備の指導を行っています。
- 「中央区花と緑のまちづくり推進要綱」に基づく緑化指導の基準については、助成基準との整合を図りながら、プランターの規模や対象となる植物などについて見直しを検討します。

表 4.1 緑化指導の基準

敷地規模	指導の基準
敷地面積 200 m ² 以上 1,000 m ² 未満	中央区花と緑のまちづくり推進要綱（中央区）
敷地面積 1,000 m ² 以上	東京における自然の保護と回復に関する条例（東京都）
・ 都市開発関係法令に該当する施設 ・ 敷地面積 3,000 m ² 以上	中央区まちづくり基本条例（中央区）

(2) 民間施設における緑化の助成（リーディングプロジェクト）

- 「中央区花と緑のまちづくり推進要綱」に基づく緑化助成制度について、小規模なスペースを活用した緑化や野菜づくりなどのニーズにも対応するよう、より利用しやすい制度に向けた見直しを検討します。

表 4.2 助成制度の概要（現行）

● 緑化事業

緑化区分		助成額	
地上部	接道部	20,000 円/㎡を限度	住宅系建築物：要した経費の 2/3 非住宅系建築物：要した経費の 1/2
	接道部以外	10,000 円/㎡を限度	
屋上・壁面・ベランダ	屋上・ベランダ	30,000 円/㎡を限度	
	壁面	5,000 円/㎡を限度	

※緑化事業全体の助成限度額は 2,000,000 円

● 樹木の保護育成事業

対象	助成額
地上 1.2m の高さにおける幹回りが 1.2m 以上の樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間 10,000 円/本 ・ 同一敷地内の年間の限度額は 100,000 円

表 4.3 助成制度の充実に向けた検討項目（案）

目的	対応策
小規模なスペースを活用した緑化への対応	→ プランターの適用基準の小型化
ガーデニングや野菜づくりなどのニーズへの対応	→ 草本植物や野菜など一年草植物への適用
商業施設における緑の創出	→ 営利集客を目的とする施設への適用

(3) 市民緑地認定制度の活用の促進

- NPO 法人や企業などの民間主体が公園と同等の空間を創出する取組を促進します。

図 4.11 民間商業施設における市民緑地認定例



(埼玉県さいたま市・コクーンシティ／認定面積約 4,400 ㎡)

出典：片倉工業株式会社プレスリリース資料

コラム：市民緑地認定制度の概要

都市部において緑地やオープンスペースが不足している地域があることを踏まえ、NPO 法人や企業などの民間主体が空き地などを活用して公園と同等の空間を創出する取組を促進するために設立されました。

概 要	民間主体（NPO 法人、住民団体、企業など）が民有地を地域住民の利用に供する緑地として、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する
対 象 区 域	緑化地域または緑化重点地区内（中央区は緑化重点地区内）
認 定 基 準	・ 300 ㎡以上の面積を有し緑化率 20%以上 ・ 設置管理期間 5 年以上 など
税制優遇措置	認定市民緑地の土地に係る固定資産税・都市計画税の軽減

出典：国土交通省資料（都市緑地法 平成 29 年 6 月施行）

取組方針 2：地域や企業との協働・連携による緑づくり

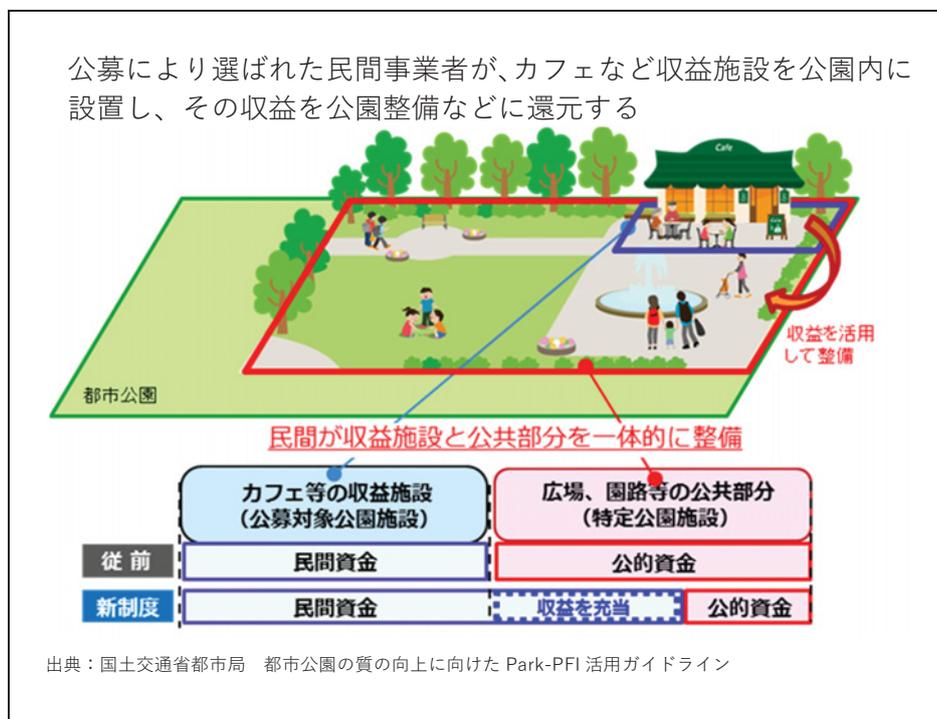
都市公園法の改正（平成 29（2017）年 6 月）により、都市公園の再生や活性化を目的として、民間事業者による公共還元型収益施設の設置管理制度が創設され、公園を取り巻く社会情勢に大きな変化が生まれています。公園利用者のニーズに配慮しながら、民間事業者との連携を視野に入れた公園整備や適切な維持管理の在り方について方向性を定めます。

また、商店街や事業者などによる街路の緑化や花壇づくりを促進するとともに、ボランティアや NPO、事業者などによる「緑の連携会議（仮称）」を設置し、緑の整備やにぎわいの活用に向けた連携の強化を図ります。

(1) 公園の魅力向上に向けた官民連携方針の策定 (リーディングプロジェクト)

- 公園利用者のニーズや利便性に配慮しながら、公園の魅力向上と効率的な維持管理体制の構築に向け、指定管理者による維持管理や公募設置管理制度（Park-PFI）の導入など、民間事業者との連携を視野に入れた公園の整備や管理運営の方針について定めます。

図 4.12 公募設置管理制度（Park-PFI）の概要



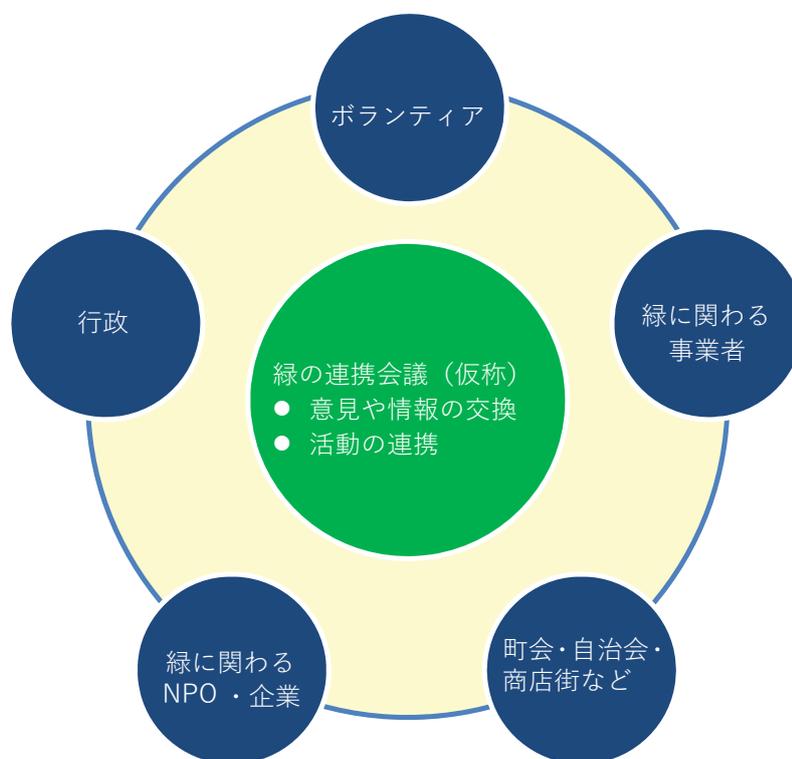
(2) 町会や商店街、企業などと連携した緑づくり

- 地域の町会や商店街、企業による公園や街路の緑化や花壇の設置など、地域による緑づくりを支援・促進します。

(3) 緑の連携会議（仮称）の開催

- 緑の維持管理や環境保全に関わる活動を行うボランティア・NPO・事業者などの相互連携や情報の共有を図り、また相乗効果によるさらなる活動の発展を促進するため、「緑の連携会議（仮称）」を設置します。

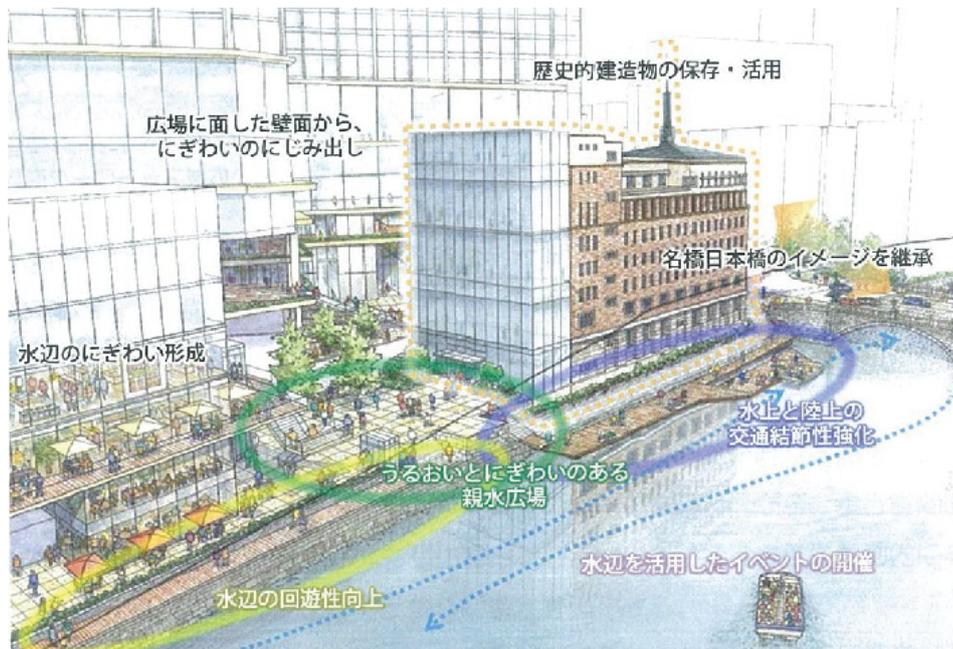
図 4.13 緑の連携会議（仮称）の構成イメージ



(4) 水辺のにぎわい空間創出の促進

- 民間開発事業による水辺のまちづくりについて、公共施設も含めた緑地整備やにぎわいの創出の促進に向け、整備および維持管理手法について事業者と連携を図ります。

図 4.14 日本橋川沿いの開発のイメージ図



出典：内閣府国家戦略特区資料

基本方針 3 協働による緑の保全・育成

取組方針 1：地域や企業との協働・連携による維持管理

本区の公園や街路の花壇などの維持管理は、地域や企業など多くのボランティアにより支えられています。緑や草花に彩られた美しいまちづくり、良好なコミュニティ醸成の促進に向け、アダプト制度および公園の自主管理制度の充実を図ります。

(1) アダプト制度の充実（リーディングプロジェクト）

- ボランティアによる花壇管理や公園清掃など維持管理について、活動の充実に向けた支援策の充実を図ります。

＜検討案＞

- ボランティア間の情報交換の充実：
「ボランティアかわら版（仮称）」の作成・配布
- ボランティア活動拠点（ボランティア支援室など）の機能の充実
- さまざまな年齢層や組織などによる参加者の拡大
- 区ホームページの改善（見やすさなどの配慮）

図 4.15 NPO 法人はな街道による広報資料の例



(2) 町会や商店街、企業などと連携した緑の維持管理

- 町会や商店街、企業など地域による花壇の維持管理や街路緑化について、さらなる活動の充実や花と緑の名所づくりにつながるような景観の向上に向け、連携強化を図ります。

図 4.16 地域による街路緑化や維持管理の事例



地域で維持管理する花壇



路地緑化

(3) 町会・自治会などによる公園の自主管理

- 町会や自治会による公園の清掃、芝生管理、子どもの見守りやマナー指導などの自主管理活動を支援します。

図 4.17 公園自主管理活動の状況



黎明橋公園(芝生の維持管理)



石川島公園(清掃)

取組方針 2：緑の適切な維持管理

生物の生息場所、良好な景観形成やレクリエーションの場、ヒートアイランド対策など都市環境の改善や防災性の向上など、緑の持つ多様な機能「グリーンインフラ」は、より暮らしやすい魅力あるまちづくりに欠かせない要素です。

このグリーンインフラ機能の活用に向け、その基盤となる樹木など植物の健全な維持管理を行います。また、樹木剪定に伴い発生した枝葉を堆肥化し有効活用を図ります。

街路樹の中には、樹木内部で老朽化が進行しているものもあることから、街路樹の健全度診断により早期に発見・対処するとともに美しい街路景観の形成や樹木の健全な育成の計画的な事業実施を目的とした街路樹管理計画を策定します。

(1) 中央区グリーンインフラガイドライン（仮称）に基づく緑の維持管理

- 緑の持つ多様な機能をまちづくりに活用するための指針「中央区グリーンインフラガイドライン（仮称）」※に基づき、公園樹木や街路樹など緑の維持管理を行います。

※中央区グリーンインフラガイドライン（仮称）の策定と活用については P.57 に詳述

(2) 樹木の健全度診断の実施

- 街路樹の健全度診断の実施により、外観で確認しづらい樹木内部の腐朽などによる倒木の危険性などを把握し、適切に対処します。

図 4.18 街路樹健全度診断



(3) 街路樹管理計画の策定（リーディングプロジェクト）

- 美しく風格ある街路景観の形成や街路樹の健全な育成に向け、計画的かつ効率的な事業実施を図るため、街路樹健全度診断の結果も踏まえた街路樹管理計画を策定します。

図 4.19 街路樹による景観形成の事例



(4) 樹木剪定枝の有効活用

- 公園や街路樹の剪定作業などで発生する樹木の枝葉の堆肥化を行います。
- 堆肥は、苗木即売会などイベントを通じて区民などに配布し、有効活用を図ります。

取組方針 3：緑の保護育成

公園や学校、社寺境内地などの歴史ある大木や古木は、風格ある景観形成を担い、また地域のシンボルツリーとしても親しまれています。これらの樹木を未来へ継承するため積極的に保護育成するとともに、公園整備や改修の際には、大木や古木を活かした整備を行います。

図 4.20 区内の大木・古木の事例



蛸殻町公園のイチョウ



浜町公園のシマサルスベリ

(1) 既存樹木の保護育成

- 民間の敷地内における大木や古木について、緑化助成制度に基づき樹木の維持管理費の助成を行います。
- 公園改修の際には、既存の大木や古木の樹勢や老朽化状況などを踏まえながら、地域のシンボルツリーとして活用します。

基本方針 4 緑の普及・啓発

取組方針 1：緑に関する方針の策定

これまでのさまざまな緑化推進の取組により、本区における緑地面積は増加傾向にあります。一方で、高度な土地利用が進む商業地や、住宅建設に伴い人口が急増している地区などにおいては、さらなる緑化の推進や緑の保全が必要です。そこで、水と緑あふれる豊かな環境づくりに向け、区全域を「緑化重点地区」に指定し、区民・NPO・事業者など地域と区とのパートナーシップにより、緑の量的拡大と質的向上を図ります。

また、良好な景観形成やレクリエーションの場、生物多様性の保全・確保、食料などの生産、ヒートアイランド対策など都市環境の改善や防災性の向上など、緑の持つさまざまな機能を活用した社会基盤の構築を目指し、グリーンインフラガイドラインの策定に取り組みます。

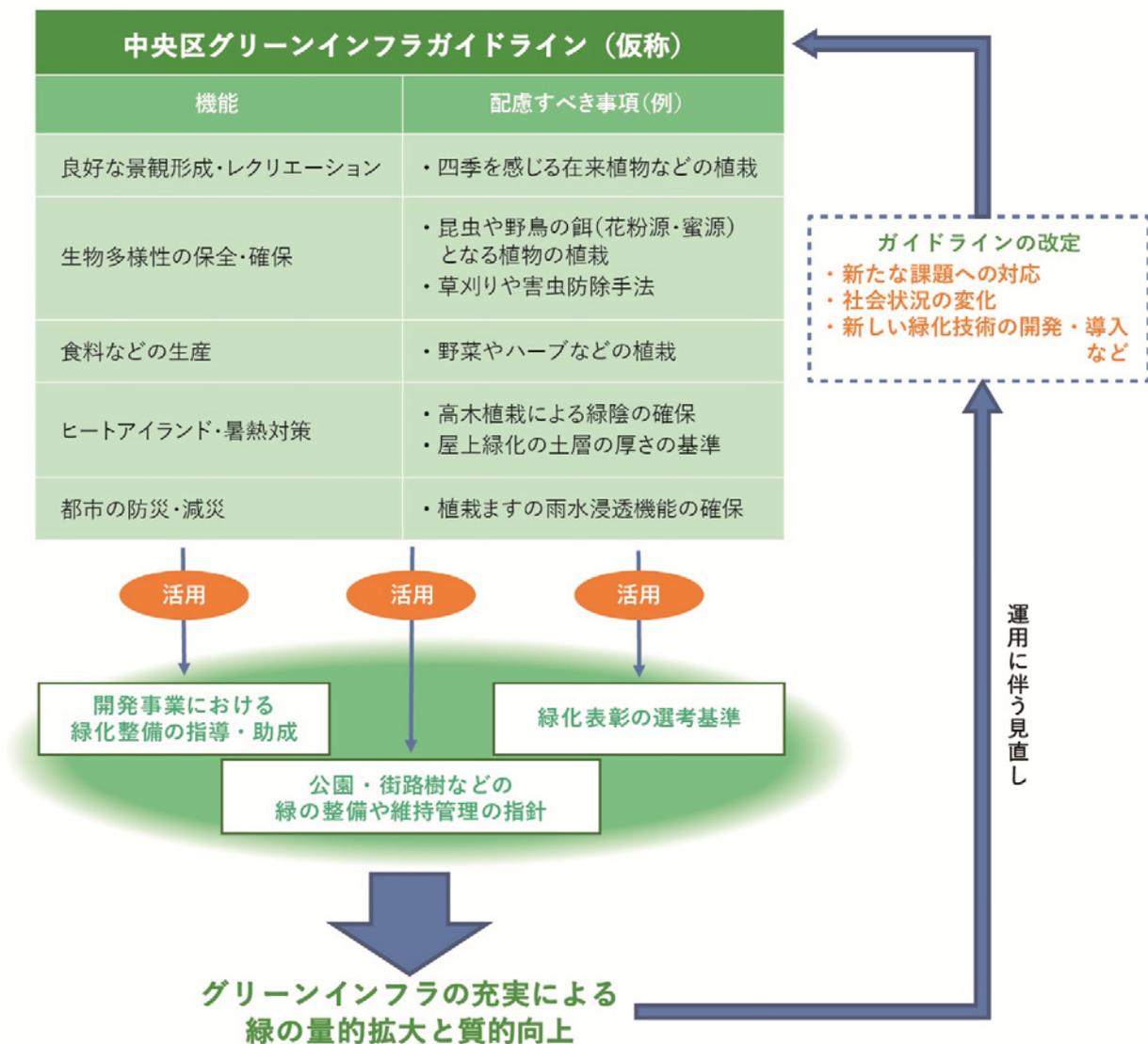
(1) 緑化重点地区の指定（リーディングプロジェクト）

- 区全域を「緑化重点地区」（重点的に緑化推進に配慮を加えるべき地区）に指定し、緑の拡充に向けた取組を推進します。

(2) 中央区グリーンインフラガイドライン（仮称）の策定 （リーディングプロジェクト）

- 「グリーンインフラ」の考え方に基づき、緑の量的拡大、質的向上を図るため、行政や民間による緑の創出・維持管理について配慮すべき指針「中央区グリーンインフラガイドライン（仮称）」を策定します。

図 4.21 中央区グリーンインフラガイドライン（仮称）策定と活用案



取組方針 2：緑の普及啓発

本区では、花壇の維持管理など緑化活動に功労のあるボランティア団体や個人を対象に、表彰を行っています。

一方で、事業所や住宅など民間施設においては、手入れの行き届いた美しい緑も多く見受けられます。官民連携による緑豊かな美しいまちづくりをより一層推進するため、このような民間の優れた緑化空間に対する表彰制度を創設します。

また、緑を楽しみ、緑に親しむ機会を広げるため、イベントや体験活動、情報発信の充実を図るとともに、将来を担う小中学生や幼稚園・保育園の子どもたちを中心とした環境学習の場の提供を行います。

(1) 緑の表彰制度の拡充

- 緑のボランティア活動を対象とした表彰制度に加え、緑豊かな美しいまちづくりに貢献する優れた緑化空間に対して「花と緑の緑化賞（仮称）」による表彰制度を創設します。

花と緑の緑化賞（仮称） 表彰対象基準（案）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 接道部や屋上・壁面で美しい花や緑の景観を創出している民間施設 ・ 生物との共生や雨水流出対策などグリーンインフラの形成に寄与する民間施設

(2) 緑に親しむイベントや体験活動の推進（リーディングプロジェクト）

- 花と苗木の即売会、環境情報センターにおける環境講座やイベント、観光商業まつりなどさまざまなイベントを通じて、緑化の普及・啓発や区内の花と緑の名所のPRの充実を図ります。
- 小中学生や園児など子どもたちが緑に触れ合う機会を積極的に提供します。
- 「緑の連携会議（仮称）」などを通じ、地域やNPO、事業者による緑に親しむイベントや活動の情報を共有し、連携促進を図ります。

緑に親しむ体験イベントの例
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園の自然観察会、川のいきもの観察会 ・ 花の寄せ植え講座、テラリウムづくり、野菜づくり体験 ・ 民間の屋上緑地の見学会 など

図 4.22 緑に親しむイベントの事例



ボランティアと児童館による草花植付け
(あかつき公園の花壇)



ブーケづくり体験
(子どもとためす環境まつり)



川の生きものの観察会



自然観察会 (浜離宮恩賜庭園)

(3) 緑に関する広報、PRの充実

- 区内の花と緑の名所の紹介や緑化助成制度に関するパンフレットの配布、区ホームページの充実などにより、積極的な情報発信を行います。
- 花と緑の緑化賞（仮称）と連動し、民間施設を含めた優良な緑化空間のマップを作成するなど、質の高い緑に関する情報発信を行います。

図 4.23 水とみどりのふれあいマップ



(4) 緑の普及啓発に関する区施設の活用の促進

- 水と緑の情報ギャラリーおよびボランティア支援室について、ボランティア活動拠点としての施設の充実や運用方法の改善を図ります。
- 環境問題に関する情報発信や活動の場である環境情報センターにおいて、緑に関するパネルやイベント情報の展示などにより、緑の情報拠点としての活用の連携を図ります。

図 4.24 環境情報センター

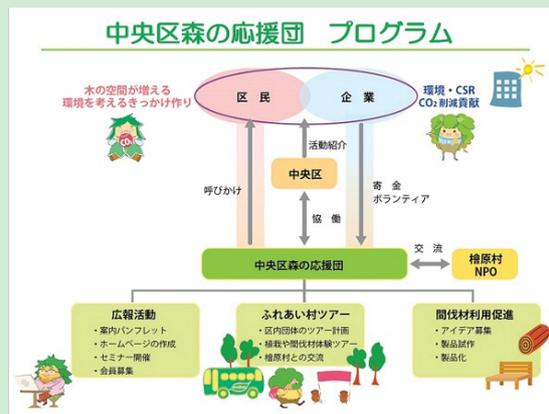


コラム：緑を楽しむ・緑に親しむ区民の活動

NPO などによる緑を楽しむ・緑に親しむ活動が活発に行われています。

●中央区森の応援団

NPO 法人中央区森の応援団は、区民が「中央区の森」の所在地である西多摩郡檜原村の人や自然と触れ合うことを通じ自然環境への関心を高めることを目的に、ツアーのコーディネートを行っています。また、プランターカバーの作成などで中央区の森から産出される間伐材を区内で有意義に使う活動をしています。加えて、幼い頃から木に親しむ効果に注目し、木のおもちゃで遊ばせる活動も始めています。ゆくゆくは、いつでも木のおもちゃで遊べる場が中央区内にできることを願い活動しています。



出典：中央区森の応援団 HP <http://chuokumori.org/index.html>

●銀座ミツバチプロジェクト

NPO 法人銀座ミツバチプロジェクトは、銀座の周辺で働く有志が集まり、ビルの屋上でミツバチを飼い、蜜原となる花や果樹の栽培を行っています。またその蜂蜜は商品化しホテル、バー、スイーツ店で販売するなど、養蜂や農業・食を通じて、都市と自然環境の共生を目指した活動を行っています。

また、屋上菜園で栽培した芋を使った焼酎造りや、日本各地の地域との交流による米づくりや日本酒の醸造、菜の花や果樹の栽培・収穫など、農を通じた都市と地域のつながりや活性化に取り組んでいます。



夏休み親子養蜂教室



屋上での養蜂の様子

取組方針 3：中央区の森との連携

本区では、行政区域を超えた広域的視点から地球温暖化防止に寄与する事業として、区と区民・事業者が連携して二酸化炭素の吸収源となる森林を荒廃から守り、育てる「中央区の森」*事業を東京都西多摩郡檜原村において実施しています。また、事業によって発生した間伐材を利用した公園ベンチやプランターの設置を行っています。

※中央区の森については P.13 に詳述

(1) 中央区の森との連携強化

- 間伐材を利用したベンチやプランターカバーを公園に設置するなど、積極的な活用を図ります。

図 4.25 中央区の森に係る活動事例



区民による森林保全活動体験

出典：中央区 HP および NPO 法人はな街道 HP



間伐材を利用したプランターカバー
(NPO 法人はな街道)

取組方針 4：緑に関する調査

(1) 緑の実態調査の実施

- 区内の緑地の現況や緑の基本計画に基づく施策の実施状況、取組の推進における課題の検証などを目的として、緑の実態調査を実施します。